| 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合 |
| --- | --- |
| 指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。 | 百分の七十（世話人の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十） |

**○厚生労働省告示第九十一号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

| 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合 |
| --- | --- |
| 指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。 | 百分の七十 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　指定療養介護の施設基準<br>イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの(1)の療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準<br>当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十六号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロの(1)、ハの(1)及びニの(1)において同じ。）の数の平均値を二で除して得た数以上であること。<br>ロ～チ　（略）<br>二　指定生活介護等の施設基準<br>イ　介護給付費等単位数表第6の1のニの経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の施設基準 | 一　指定療養介護の施設基準<br>イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの(1)の療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準<br>当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロの(1)、ハの(1)及びニの(1)において同じ。）の数の平均値を二で除して得た数以上であること。<br>ロ～チ　（略）<br>二　指定生活介護等の施設基準<br>イ　介護給付費等単位数表第6の1のハの経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準 |